

介護職員等特定処遇改善加算について

指定特定施設 あおぞら八重垣
指定特定施設 あおぞら八重垣別館

当園(あおぞら八重垣、あおぞら八重垣別館)は、介護職員等特定処遇改善加算を算定しております。当該加算の算定要件に「見える化要件」がございます。要件に基づき以下の通り、賃金改善以外の処遇改善計画について公表いたします。

【加算の名称】

介護職員等特定処遇改善加算(2)

【支給範囲】

加算の対象は、経験・技能のある介護職員とし、その定義は、当法人での勤続年数が10年以上の介護福祉士資格を有する介護職員としております。

【キャリアパスについて】(一部抜粋)

1. 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている
2. 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている
3. 就業規則等、明確な根拠規定を書面で整備している
4. 学習会を定期的開催し資質向上に向け取り組む。また、ケア会議、評価会議等を通じ実際の業務におけるサービスの問題点等について議題に挙げ随時改善の方針を定め職員に周知徹底することにより、職員の資質の向上に生かしている

【職場環境等について】

1. 資質の向上

資格取得が望ましい職員に対し、資格取得のための講習会等の案内、受講手続き、勤務の調整等の支援を行っている

2. 労働環境・処遇の改善

職員の腰痛予防のため、入浴用リフトを導入している、健康、職員休憩室の整備

3. その他

非正規職員から正規職員への転換

以上